

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者向け融資のご案内

茨城県では、売上等の減少により経営の安定に支障を生じている中小企業者向けに「パワーアップ融資」を設けております。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者を支援するため、融資対象者（(4)に該当する者）を追加しましたので、ご活用ください。

パワーアップ融資の概要

<融資対象者抜粋>

県内に事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 直近3か月の受注高又は売上高が前年同期に比べ5%以上減少している者
- (2) 直近3か月の受注高又は売上高が前年同期に比べ減少し、かつ、直前の決算で損失を計上している者
- (3) 直近3か月の粗利益が前年同期に比べ5%以上減少している者
- (4) 経済産業大臣の指定を受けた災害等（※1）の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれることについて、市町村長の認定を受けた者（※2）
- (5) 経済産業大臣の指定を受けた業種（※3）に属する事業を営んでおり、最近3か月間の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していることについて、市町村長の認定を受けた者（※4）

（※1）令和2年新型コロナウイルス感染症が指定されています。

（※2）令和2年6月1日までに市町村長あて認定申請を行ってください。

（※3）中小企業庁のHP（セーフティネット保証5号の指定業種）をご覧ください。

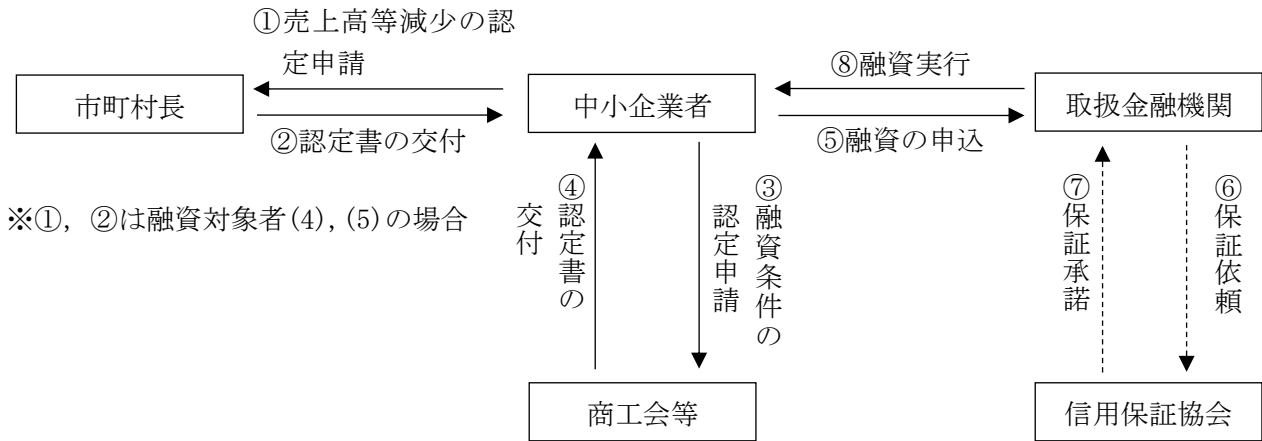
（※4）令和2年3月31日までに市町村長あて認定申請を行ってください。

<融資条件>

	上記(1)～(3)の対象者	上記(4), (5)の対象者
融資限度額	設備 5,000万円 運転 5,000万円 併用 5,000万円	運転 5,000万円
融資期間	設備 10年以内(据置3年以内) 運転 7年以内(据置2年以内) 併用 7年以内(据置2年以内)	運転 7年以内(据置2年以内)
融資利率	3年以内 年1.3% 3年超5年以内 年1.4% 5年超7年以内 年1.5% 5年超10年以内 年1.6%	3年以内 年1.3% 3年超5年以内 年1.4% 5年超7年以内 年1.5%
信用保証料率	0.45%～1.90%	(4)の対象者は0.70% (5)の対象者は0.80%
信用保証料の補助	補助率:1/10(1.15%～1.90%を適用した場合に限る。)	補助率:1/10
資金用途	経営の安定に必要な資金	

融資の流れ

融資の具体的なご相談は、お近くの商工会等へ
融資に当たっては、取扱金融機関及び信用保証協会の審査があり、商工会等の認定を受けてもご希望に添えない場合があります。



融資対象者(1)～(3)の場合 ③ → ④ → ⑤ → ⑥ → ⑦ → ⑧

融資対象者(4), (5)の場合 ① → ② → ③ → ④ → ⑤ → ⑥ → ⑦ → ⑧

取扱金融機関

常陽銀行・筑波銀行・足利銀行・武蔵野銀行・東邦銀行・千葉銀行・東日本銀行・
栃木銀行・福島銀行・結城信用金庫・水戸信用金庫・佐原信用金庫・銚子信用金庫・
烏山信用金庫・茨城県信用組合・横浜幸銀信用組合・ハナ信用組合・
商工組合中央金庫・三菱UFJ銀行・みずほ銀行・りそな銀行・三井住友銀行

お問合せ先

茨城県産業戦略部産業政策課金融グループ
茨城県水戸市笠原町 978 番 6
TEL 029-301-3530

令和2年3月作成